

特記仕様書

委託業務名：沖縄県農業研究センター名護支所付替道路台帳作成業務（R7）

業務場所：沖縄県農業研究センター名護支所（名護市字名護4605-3）

履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

業務概要：道路台帳作成業務 0.31 km

委託数量：別添「数量総括表」参照

第1条 目的

本業務は、農業研究センター名護支所内に存する市道付替道路の適正な管理に資するため、道路台帳を作成する業務である。

第2条 適用範囲

本業務は、本特記仕様書のほか、沖縄県土木建築部制定の「測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（令和7年7月）に基づき行うものとする。受注者は、共通仕様書を十分理解した上で、業務に着手するものとする。

また、本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

第3条 管理技術者及び担当技術者の資格

管理技術者及び担当技術者（以下「配置技術者」という。）の資格については、共通仕様書第109条第3項及び第110条第2項によるものとする。

第4条 打合せ

打合せの時期及び回数については、主として下記の段階で行うものとし、当初及び最終の打合せには管理技術者が同席するものとする。

また、本業務遂行のために委託数量に変更のある場合（概算含む）は、その理由を整理し、速やかに調査職員に報告するものとする。

初回：作業着手時点

中間：工期中間時点（受注者より口頭で指示する）

最終：道路台帳調書作成時

第5条 貸与資料

仕様書第114条における主な貸与資料は、下記の通りとする。また、他に業務遂行のために必要な資料があれば、その理由を説明の上、調査職員に貸与を求めることができる。

なお、調査職員から貸与資料の返却を求められた場合は、速やかに返却するものとする。

- ① 道路工事計画図面及び関係資料
- ② その他業務に必要な資料

第6条 成果物

共通仕様書第118条については、下記のとおりとする。

1. 道路台帳図：マイラー原図1部（A1版）、観音開き1部（A1版、A3版）
2. 道路台帳調書：1部（B4版）
3. 測量成果簿：1部
4. 成果品電子データ：一式
5. その他、調査員に請求された資料（道路台帳図面 A3版）

第7条 業務委託料を変更する場合の落札率の適用について
委託業務の内容または数量等に変更が生じ業務委託料の変更が生じた場合、協議の対象となる
変更業務料は、本業務料の変更設計額に落札率（当初契約額 ÷ 当初設計額）を乗じたものとする。

$$\begin{aligned}\text{変更業務委託料} &= \text{変更設計額} \times \text{落札率} \\ \text{落札率} &= \text{当初契約額} \div \text{当初設計額}\end{aligned}$$

第8条 配置技術者の直接的雇用関係について
1. 配置技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。なお、「直接的な雇用関
係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
2. 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証または雇用保険被保険者証券
險者の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。

第9条 配置技術者の確認について
1. 受注者は、業務計画書に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、配
置技術者を変更する際も同様とし、変更業務計画書において、記載する。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとす
① 調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていること
が明確な技術者
② ①のほか、現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していること
写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方
の確認の上、確定するものとする。
業務完了時に、「様式〇〇『業務従事技術者情報』」を提出するものとし、提出にあた
り、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないこ
とが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が
業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第10条 保険加入
受注者は、測量業務共通仕様書第140条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参
照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証
明する書類を提示しなければならない。

(例) 測量業務共通仕様書第140条保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に
加入しています。

位置図

沖縄県名護市字名護付近

複製許諾証

ZENR

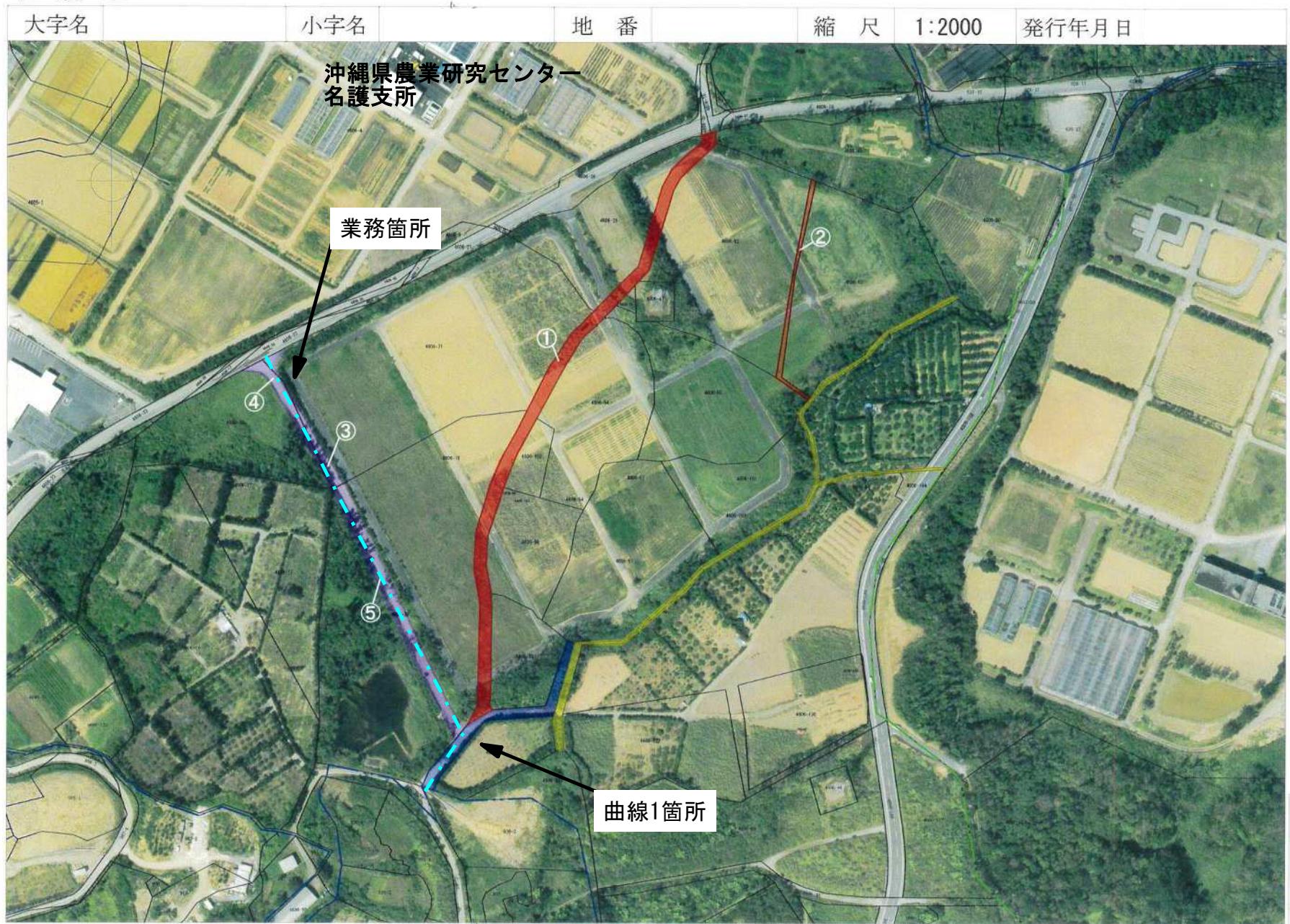
農業研究センター名護支所

測量箇所

付替道路 L=310m

農業研究センター名護支所付替道路台帳作成業務 (R7) 位置図

名護市



「この地図は参考図です。権利関係の確認には使用できません」

業務路線 L=310m

付替道路台帳作成業務

数量総括表

工種	内容	規格	単位	数量	備考
道路台帳作成業務					
測量業務					
基準点測量	4級基準点測量	耕地：平地	点		既往成果を利用
水準点測量	4級水準点測量	耕地：平地：道路上	km	0.3	
路線測量	中心線測量	耕地：平地：交通量1,000台未満 曲線数：11測点間隔20m	km	0.31	
	縦断測量	耕地：平地：交通量1,000台未満	km	0.31	
	横断測量	耕地：平地：交通量1,000台未満 曲線数：1幅：45m未満 間隔：100m	km	0.31	
用地測量	公図等の転写	耕地	ha		既往成果を利用
	公図等転写連続図作成		ha		既往成果を利用
現地測量	現地測量	縮尺：1/500 耕地：平地	km ²	0.012	310m×40m
打合せ	打合せ（3回）	着手時、中間、完了時	業務	1.0	
調書作成					
	計画・準備		km	0.31	
	データ入力		km	0.31	
	読取計測		km	0.31	
	調書出力		km	0.31	
	検査・校正		km	0.31	
台帳作成					
	測定基図作成		km	0.31	
	台帳図作成		km	0.31	
	台帳附図作成		km	0.31	
	現地詳査		km	0.31	